

令和7年 多賀町議会9月第3回定例会会議録

令和7年9月2日（火） 午前9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番				9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保久良	君	産業環境課長	野村博	君
会計管理者	岡田伊久人	君	地域整備課長	飯尾俊一	君
企画課長	藤本一之	君	学校教育課長	伊東瑞江	君
総務課長	本多正浩	君	教育総務課長	谷川嘉崇	君
税務住民課長	小菅俊二	君	生涯学習課長	竹田幸司	君
福祉保健課長	林優子	君	監査委員	寺西久和	君

◎議会事務局

事務局 長 大岡 まゆみ 書記 西村 俊之

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定（9月2日～26日 25日間）
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 総務常任委員長報告
日程第6 産業建設常任委員長報告
日程第7 同意第42号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第8 同意第43号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第9 報告第44号 令和6年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金

		不足比率の報告について
日程第10	議案第45号	多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第46号	多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第47号	多賀勤労者体育センター解体工事の請負契約の締結について
日程第13	議案第48号	多賀町立小中学校学習者用コンピュータ購入契約の締結について
日程第14	議案第49号	令和7年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について
日程第15	議案第50号	令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第16	議案第51号	令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第17	議案第52号	令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第18	認定第53号	令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第54号	令和6年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第55号	令和6年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第56号	令和6年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第57号	令和6年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第58号	令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第59号	令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第60号	令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第61号	令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第62号	多賀町水道事業会計の利益の処分および令和6年度決

		算の認定について
日程第28	認定第63号	令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について
日程第29	請願第1号	生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和7年9月第3回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(菅森照雄君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案2件、報告案1件、議案8件、認定11件であります。また、議会より提出いたしました案件は、請願1件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 小島 櫻 議員 2番 一之瀬 浩 治 議員

を指名いたします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月26日開催の議会運営委員会において、本日9月2日から26日までの25日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から26日までの25日間に決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の6点について報告いたします。

第1点目は、閉会中の議員辞職許可についてのご報告をいたします。閉会中の7月30日に近藤勇氏から、一身上の都合により、7月31日をもって議員の辞職したい旨の願いが提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、議長において辞職許可し、本人へ通知しましたのでご報告いたします。

第2点目は、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願1件を受理しました。

第3点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情

1件を受理しました。

第4点目は、5月、6月、7月に実施されました出納検査、定期監査の結果については、お手元に配布しておりますとおりの報告がありました。

第5点目は、8月に実施された基金運用審査、決算審査、健全化判断比率等検査の結果について、お手元に配布しておりますとおりの報告がありました。

第6点目は、委員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和7年9月第3回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席賜り厚く御礼を申し上げます。

まずは、庁舎空調設備の故障により議場が変更となり、皆様には大変ご迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳なく思っております。現在、空調設備の更新について鋭意進めておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、7月の民間会社の調査ではありますが、滋賀県における「街の住み心地、住みたい街ランキング2025」において、多賀町は19市町の中で、行政サービス、静かさ・治安の指標が第1位で、全体においても第5位という高い評価をいただきました。この結果につきましてもは鵜呑みにすることはできませんが、一定今までの事業、取り組みの成果が表れてきているのかと感じております。今後においても満足することなく、おごることなく、多賀町の福祉の向上のため、暮らしの向上のため、事業を展開してまいりたいと考えております。

もう一つ喜ばしいニュースが入ってまいりました。多賀町出身で、現在、大阪の履正社高校3年生であります辻琉沙さんが、今月、沖縄で開催される第32回WBSC、U-18野球ワールドカップに出場する侍ジャパン日本代表に選出されました。辻さんが、これまで野球に対し地道に努力を重ねられ、今回、日本を代表する選手に選出されたことは、多賀町の多くの子どもたちに夢と希望を与え、スポーツに親しむ模範となり、非常に頼もしくうれしく思っております。多賀町といたしましては、多賀スポーツ大賞を授与するよう計画をしているところであります。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、令和6年度一般会計決算の認定をはじめ、合わせて22議案でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議をいただき、適切にご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案のうち、令和6年度一般会計決算の概要および施策の実施状況ならびに最近の行政についてご報告申し上げます。

決算についてであります。後ほど会計管理者より説明させていただきますので、概要のみ報告を申し上げます。

一般会計決算の歳入決算額は61億6,241万円、歳出決算額58億8,500万円、歳入歳出差引2億7,741万円となりました。このうち繰越事業に充当する財源1,668万円を除いた実質収支は2億6,073万円となったところであります。令和6年度の最終決算額は、令和5年度に次ぐ過去2番目に大きい決算額となりました。

なお、町税の決算額は19億7,464万円となり、歳入全体の32%、前年度と比較しますと1億6,534万円、9.1%の増収となりました。町税全体の収納率は99.07%、毎年高い収納率を維持することができ、町民の皆さまや企業の皆さまの高い納税意識に感謝を申し上げます。

次に、令和6年度実施をいたしました主な事業であります。工事関係では、継続して多賀スマートインターチェンジ上り線や急傾斜地崩壊対策、シルバー人材センターの事務所の新設、まちの活性化や安全・安心なまちづくりに向けた整備を進めたほか、多賀小学校の児童数の増加に伴う増築、子育て世代のニーズに合わせた環境づくり、教育環境の整備を進めました。

また、住民税非課税世帯をはじめ、住民、事業者の皆さまへの物価高騰対策支援事業など、国の施策や動向を見ながら、住民の皆さんの命を守る・暮らしを支える事業について着実に実施をいたしました。

令和6年度におきましても、第6次多賀町総合計画に掲げる「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」の達成に向け、幅広い分野で事業を展開してまいりました。

引き続き、健全な財政運営と将来を見据えた施策展開の両輪で行政運営を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、最近の取組について、ご報告申し上げます。

総務課所管では、長年の懸案でもありました新たな防災システムである防災行政無線の整備に向け、プロポーザル方式にて委託業者を決定いたしました。現在、多賀町に合わせた仕様など、詳細の確認作業をおこなっているところです。令和8年4月の稼働に向け、着実に進めてまいります。

企画課所管でも、長年課題となっておりましたびわ湖東部中核工業団地において、新たな企業に進出・操業いただけることとなりました。当工業団地につきましては、造成後約12haの土地が今日まで操業に至らず、約30年経過をしておりました。面積的にも全区画の約25%を占めることから、多賀町としても早期操業に向け、要望活動をおこなってきたところであります。今年度に入り、滋賀県のご協力も得、所有されておられました三和ホールディングス株式会社から土地売却の方針が示されたことにより、新たな企業の進出が決定をいたしました。早期の操業を開始していただけるよう期待をし

ているところであります。

次に、税務住民課所管では、戸籍法の一部改正に基づき実施しております戸籍の氏名にフリガナを記載する事業につきまして、フリガナを確認いただくための通知書を8月に送付いたしました。通知書に記載のフリガナが誤っている場合のみ届出をいただくこととしており、届出に基づき適正に対処してまいります。また、国の経済対策として実施しております物価高への支援、定額減税補足給付金事業につきましては、8月に対象となる方に通知を送付いたしました。申請期限を10月31日とし、順次、給付をおこなってまいります。

次に、福祉保健課所管では、町制70周年記念事業として、6月22日に中央公民館多賀結いの森において福祉のつどいを開催し、約300名の皆様にご参加をいただきました。オープニングのDドラ・ファミリーによる心温まる演奏や、土田ひよこクラブの皆さんによる地域での介護予防の活動発表、記念講演では諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生を講師にお招きし、「はつらつシニアが輝くまちに」のテーマでご講演をいただきました。鎌田先生からは、90歳を超えても自分が行きたいところへ出かけられるための心と体の健康を保つヒントや、元気を保つ暮らしの中での具体的な取り組み方法などについてご教示いただきました。参加者の皆さんのアンケートからは、「教えていただいたことをすぐに実践したい」という回答が多く、福祉のつどいへの参加をきっかけに、はつらつシニアを目指し、健康づくりや介護予防の活動に取り組む方々がますます増えていくことを確信したところであります。

また、6月から毎月第2・第4木曜日の午後、買い物移動支援サービスをスタートしました。現在、登録者18名、毎回5名程度が利用されております。利用者からは、「実際に自分の目で見て新鮮な物を買うことができる」、「重い荷物でも運転手さんが手伝ってくれるので安心して買い物できる」などの声が寄せられており、今後も利用者の皆さんが安全に安心して買い物ができ、いつまでもはつらつとした暮らしが継続できるよう、健康づくりや介護予防活動の推進と併せ、取り組みを進めてまいります。

次に、産業環境課所管では、令和5年度より、直売所の建設について、農業者、もんぜん市の関係者の方々に構成する委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。委員会では、将来的に直売所の建設、また直売所の機能を発揮できる施設は必要であるが、出荷する生産者の推移、出荷される品数の現状などから運営面での課題も多いことから、拙速な施設建設ではなく、生産者育成の支援を行うとともに、課題の解決に向けた取り組みが必要であるとのご意見をいただいたところであります。今後も議員の皆さまのご意見等をいただきながら取り組みを進めてまいります。

地域整備課所管では、多賀スマートインターチェンジ上り線の開通予定時期が、令和7年度の冬となりました。開催日は決定しておりませんが、多賀町の発展に貢献する大切な大事な事業であり、少しでも早く開通できるよう工事を進めていただいているところであります。

最後に、教育委員会所管であります。

学校教育課所管では、関係者のご協力のもと、多賀町子ども議会を7月30日に開催いたしました。子ども議員10名と、多賀町の取り組みについて活発な質疑を行うことができました。特に今年度は、再質問を行う子ども議員もおり、積極的に意見表明を行う姿も見られ、大変頼もしく感じたところであります。

また、8月1日には、毎年恒例の研修会ではありますが、多賀町のこども園、保育園、小中学校の全教職員が一堂に会し、多賀結いの森で、困難を抱える子どもの包括的な支援についての研修を実施いたしました。

また、教育総務課所管では、放課後児童クラブにおける夏休み期間中の利用登録者数が212人と、多くの児童に利用いただきました。今年度は児童の安全を確保するため、多賀小学校の教室も利用し5クラスでの運営としましたが、夏祭りや地域の方々との交流イベントにも参加し、元気に毎日を過ごしました。

また、多賀小学校トイレ改修工事につきましては、7月末から現場の解体作業に着手し、現在、内部工事を進めております。予定どおり10月末に完了する見込みであります。大滝小学校トイレ改修につきましては、若干の工事延長となりますが、間もなく完了する見込みであります。

最後に、生涯学習課所管であります。隔年ごとに実施する日置市青少年交流事業を開催し、7月29日から31日にかけて、日置市にて多賀町の子どもたちを受け入れていただきました。当初は戸惑いを見せていた子どもたちでありましたが、すぐに打ち解け、相互交流を図ることができました。また、8月19日から21日は、日置市の子どもたちを受け入れ、多賀大社や河内の風穴などの観光、体験を通して、さらに交流を深め、双方の子どもたちにとって貴重な夏休みの体験となったことと思います。

次に、秋に開催されます国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会におけるボウリング競技について、犬上3町で現在、準備作業を進めておりますが、関係機関とも協力しながら、すばらしい大会となるよう努めてまいります。

文化財関係では、7月の国の文化審議会において、絵馬通り沿いにある旧小澤家住宅および千成亭多賀別邸が、国の登録有形文化財に登録されるよう文部科学大臣に答申をされました。今後も多賀町の貴重な資源を活用しつつ、次世代への保存継承につながるよう、郷土に対する愛着と誇りの醸成に取り組んでまいります。

図書館では、夏休み期間中、小学生から高校生に向け読書リストの配布を行い、クイズイベント、司書体験を実施しました。クイズイベントには100名以上の方がご参加いただき、盛況でありました。今後も町民の皆さんが気軽に図書館をご利用いただけるよう、多彩な取り組みを続けてまいります。

最後に、博物館では、7月26日に開催した夏休み自由研究講座、昆虫標本の作製では、小学生の皆さんに実習を通じ、昆虫の採集方法や標本の作製方法について学んでいただきました。

今後も、展示会や観察会、講座などの事業等を通じて、地域の自然・歴史・文化の理解促進とその未来への継承、町内外への発信に取り組んでまいります。

以上、9月定例会の開会に当たり、令和6年度の決算の概要と行政の近況についてご報告申し上げます。

なお、本日提案をさせていただきました議案の内容につきましては、時間の関係上、割愛をさせていただきますが、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） これで行政報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について報告を求めます。

1番、小島櫻総務常任副委員長。

〔総務常任副委員長 小島櫻君 登壇〕

○総務常任副委員長（小島櫻君） 閉会中における総務常任委員会の調査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

7月11日午前9時より、委員5名と、執行者側より町長、教育長、課長の出席を求め、委員会を開催しました。

教育委員会所管の事務調査について、大滝小学校、多賀中学校、多賀小学校の現地調査を視察しました。併せて、各学校長からの説明を受け、質疑応答を行いました。

教育長の挨拶では、各学校・園においてそれぞれの特色を生かしながらも、多賀町の教育方針に基づき一貫した取り組みを進めているとの説明がありました。未就学児から中学生までを通じてどのような子どもを育てていくのかという教育方針を明確にし、日々の教育活動を展開しているとのことでした。

こども家庭応援センターの調べ（令和7年4月・5月時点）によれば、病気や不登校の状況は次のとおりです。多賀中学校6名、多賀小学校13名、大滝小学校1名であり、現在、フリースクールに通学中との報告でした。これらの子どもたちについては、今後も継続的にしっかりと関わり支援を行う必要があるとのことでした。

また、最近の学習指導要領では、個別最適な学びが重視されています。全ての子どもを丁寧に見取り、一人一人に寄り添った指導を行うと同時に、学級や学年全体での協働的な学びを推進していくことが求められているとの説明がありました。

伊東学校教育課長より、当日のスケジュールについて説明がありました。特に6月から暑さ指数を実測しており、その数値に基づいて子どもたちの活動を調整しているとのことでした。これにより、休み時間は屋外より室内で過ごす子どもが多くなっていることが報告されていました。

続いて、大滝小学校を訪問し、豊原学校長より、5つの重点的な取り組みについて説

明を受けました。

まず、熱中症予防については、先代より寄付いただいた冷蔵庫の冷凍室を活用し、ネッククーラーを冷やして通学時に使用するなど、子どもたちの健康管理に努めていることが紹介されました。

地域との連携については、NPO法人大滝自遊時間に対し、週1回学校施設を提供しており、学童保育とは異なる子どもの新たな居場所づくりを支援しているとの説明がありました。

また、安全・研修体制については、盗撮等の事案への備えとして、教職員が中堅・新人を問わず意見を出し合い、積極的に研修を行い、学校全体で危機管理意識の向上に取り組んでいることが報告されました。

学校の魅力と課題については、大滝地区の活性化や学校の魅力発信が重要であるとの認識が示されています。子どもたちは素直で明るく粘り強い特性を持ち、責任ある役割をやりきる力、決断力・行動力を備えていることが強調され、一方で少子化の影響により児童数が減少しており、授業の活性化が今後の課題であること、また携帯電話を所持する児童が増えている現状も共有されました。

重点事項として、児童生徒に関する読書活動の推進、危機管理や防災教育の充実、情報発信に力を入れていること、教職員に関しては、離職防止や不祥事防止、働き方改革の推進、さらに幼小連携の強化に取り組んでいることが紹介されました。

さらに、各学年の活動の様子については、スライド写真を用いて紹介がありました。

これより質疑応答を報告します。

委員より、大滝小学校は全体でも子どもの数が少ないことが特徴です。そのため、特色ある学習や学年を超えた取り組みなどがあればお聞かせください。学校長より、ご指摘のとおり児童数は少なく、例えば低学年部は1、2年生合わせても11名です。そのため行動を共にすることが多く、体育や遊び、校外学習も2学年合同で行うことがあります。少人数ならではの良さを生かし、より深い学びができています。また、本校では縦割り活動（特別活動）が非常に機能しています。休み時間でも行事でも、1年生から6年生までが一緒になって活動しており、学年を越えて仲よく過ごしています。

続いて、多賀中学校を訪問し、山本学校長より、重点的な取り組みについて説明を受けました。

まず、学ぶ目的の意識づけとして、何のために私たちは学ぶのかという問いを常に生徒に意識させるよう学校通信などで発信し、激励しているとのことでした。次に、今年度より高校入試の体制が変わり、推薦入試においても全員が5教科のテストを受験することになりました。出願はウェブ出願となり、入試日程も従来の3月上旬から2月下旬へと早まりました。それに伴い、卒業式も若干早まる予定です。学力を定着させるためには、各授業での振り返り学習、すなわち復習を大切にしており、繰り返すことによって記憶力の向上を目指しているとのことでした。授業の中では自分の考えを発表する教え

合いやグループでの話し合いを取り入れており、以前のように全員が前を向いて静かに黒板を写す光景は減り、発表やアウトプットを繰り返す授業が展開されていると説明がありました。さらに、都会であれば体験できる学びの機会が少ないことは生徒にとって不利になる可能性があるため、外部講師を招き体験を広げているとのことでした。これまでに、弁護士による授業やオリンピック柔道金メダリストによる授業などを実施してきました。併せて各学年の活動の様子について、スライド写真や動画を用いて紹介がありました。

これより質疑応答を報告いたします。

議員より、部活動の地域移行や地域展開について、外部指導者の受け入れや子どもたちが地域で活動する状況について先生方はどのように感じておられるのか。また、子どもたちが感想を話す機会はあるのか。学校長より、地域連携について子どもたちと直接話す機会はあまりありませんが、部活動を通じて話すことはあります。現在、数名の生徒が外部スポーツクラブに所属しており、2年前からは中体連の大会にも出場できるようになりました。その様子は広報を通じて町民に紹介しています。バスケットボール部には外部コーチが来ており、熱心に技術指導をいただいていることは非常にありがたいと感じています。

議員より、再質問がありました。外部指導者が入ることで、教員の負担軽減や働き方改革につながっているのか、以前と比べて変化や効果はあるのか。学校長より、技術指導を外部に任せることができているため、指導のための事前勉強の時間は確実に減っています。ただし、安全確保のため、顧問はその場にいる必要があります。

質問3つ目です。議員より、学校設備について、昨年度は校舎にエアコンが設置されたが今年度はどうか。課長より、今年度は事業に予算化したものはありません。ただし、老朽化した設備が多く、度々故障が発生しています。現在は多目的室の設備が壊れており、応急的な対応を準備しているところだそうですということでした。

最後に、多賀小学校を訪問し、高橋学校長より、重点的な取り組みについて説明を受けました。

新年度に学校経営管理計画を全教職員で共有し、これを基盤とした学校運営を進めているとのことでした。5年生は、フローティングスクールに68名全員が参加しました。大変暑い中での実施でしたが、運営側の配慮により日程やプログラムに工夫がなされ、熱中症の発症予防に努めながら無事に実施できました。6年生は、5月22日・23日に修学旅行が実施されました。修学旅行の経験を通じて大きな成長を遂げ、最高学年として役割を果たしています。委員会活動やクラブ活動、登下校時の下学年への配慮など、多方面で力を発揮しています。また、手助けが必要な子どもへの支援も手厚く行われており、安心して生活できる環境が整っているとのことでした。授業規律については、学年に問わず教員が1つのスタイルを貫き、子どもたちが安心して学習に取り組める体制を確立しています。

これより質疑応答を報告いたします。

議員より、登校が難しい児童への学習支援はどのようにおこなっているのか。学校長より、数年前から複数の学年にわたって登校が難しい児童がいます。対応としては、まず保護者の希望や思いを丁寧に聞き取ることを基本としています。そのうえで、子どもの心の動きに沿って対応し、登校を無理に促すことはしていません。登校できた場合には、教務主任が個別で対応する体制を取っています。対応方法は様々で、1人が継続的に担当する場合もあれば、体制上難しい場合には複数で対応することもあります。

議員より再質問がありました。宿題やプリントなどの配布物はどのように届けているのか。学校長より、保護者が学校に取りに来られる場合もあります。毎日特定の児童に届けてもらうことは負担や配慮が必要となるため、状況に応じて対応を変えています。

以上が教育委員会所管の事務調査結果です。

続いて、7月16日午後1時30分より、委員5名と、執行者側より、町長、課長、課長補佐、係長、主査の出席を求め、委員会を開催しました。

福祉保健課所管の事務調査として、1、保健事業、2、社会福祉事業、3、児童福祉事業、4、一般介護予防事業について説明を受け、質疑応答を行いました。また、一般介護予防事業については、現地調査として脳若シャキット教室の視察を行いました。

はじめに、林福祉保健課長より、6月22日に開催された福祉の集いについて説明がありました。参加者は職員19名を含め308名であり、アンケートの結果、具体的な実践に役立つ内容であったと評価されました。今後、はつらつシニアに向けた町民の行動につながるものと期待していると報告されました。

1つ目、保健事業について。山本係長より3つの事業について説明がありました。

①プレパママ教室について。妊娠期から産後にかけての体の変化や、子育てに必要な知識を学んでいただく場として、2か月に1回、奇数月の第2水曜日に90分間開催しています。今年度は5月に5組、7月に2組の参加がありました。妊娠5か月からの参加を推奨していますが、いつからでも参加可能であることを広報し、安心して受けられる環境づくりを進めています。

②「高血圧ゼロのまち」モデルタウンの取り組みについて。多賀町は県内でも高血圧症による医療費が最も高く、脳卒中や心筋梗塞、透析といった重い病気につながっています。そこで、高血圧ゼロのまち宣言を行い、全世帯を対象に血圧測定大作戦を開催します。評価目標は、特定健診における血圧有所見率の低下であり、令和6年度の62.6%を令和11年度には44%以下にすることを目標としています。取組期間は2025年5月17日から2029年3月31日までです。

③後期高齢者保健事業と介護予防等との一体的実施について。75歳を超えると後期高齢者医療制度に移行しますが、引き続き健康づくりを推進し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう支援しています。特にフレイル予防に重点を置き、健康づくり事業や介護予防事業と連携して取り組んでいます。昨年度からはつらつシニアキックオフ

講座を年6回開催しており、対象124名のうち41名の参加がありました。今年度は新たにアカデミック講座を実施し、口腔内環境、排せつ、姿勢をテーマに開催予定です。

2つ目、社会福祉事業の買い物移動支援事業について、野口課長補佐より説明がありました。今年度6月から開始し、75歳以上で移動手段がなく買い物に行くことが困難で、かつ買い物中の介助を必要としない高齢者を対象に実施しています。事業は社会福祉法人多賀清流の里へ委託し、毎月第2・第4木曜日の午後に実施しています。利用料は100円です。現在の登録者は17名で、6月12日に6名、6月26日に4名、7月10日に5名の利用がありました。利用者からは、「自分の目で見えて買えてうれしい」、「家族に頼らず助かる」といった声が寄せられているそうです。

3つ目、児童福祉事業のうち、新規事業である妊婦支援給付事業について、古川課長補佐より説明がありました。令和5年度の出産子育て応援事業が国の制度化されたもので、給付金は全額国から支給されます。妊娠認定後に5万円を支給し、妊娠している子どもの人数に応じて1人当たり5万円を追加支給します。死産や流産された場合も対象に含まれています。並行して伴走型相談支援を組み合わせ実施しています。今年度は、7月15日までに妊娠認定後の5万円を9人に支給いたしました。また、妊娠している子どもの人数に応じた給付については12人分の支給を行いました。これは令和6年度に妊娠され4月以降に出産された方も含まれているため、人数に差が出ております。給付の周知については、プレパパママ教室での案内や、妊娠8か月時点でのアンケート郵送を通じて周知しています。

これより質疑応答を報告いたします。

委員より、プレパパママ教室について対象人数はどれほどか。係長、母子手帳交付で案内し、令和7年4月以降9名、転入者を含め11名に直接案内しました。ホームページや母子モアプリアを見て参加する方もいます。

質問2つ目です。買い物移動支援事業について、予約方法や送迎の順番はどうか。課長補佐、予約は3日前までに電話で受け付け、定員5名以下なら利用可能です。当日の送迎順は委託先が効率的に決定しています。

3つ目の質問です。高血圧ゼロのまちプロジェクトは特定健診で把握するのか。係長、評価は特定健診の数値を用いますが、事業自体は全町民対象で、出前講座や母子手帳交付、乳幼児健診などを通じて幅広くアプローチしています。

最後4つ目、一般介護予防事業について、現地視察を含みます。作田作業療法士より自己紹介があり、続いて林課長より説明を受けました。目的は、65歳以上を対象に、認知機能や運動機能の低下を予防することです。足腰シャキッと教室は運動機能低下の予防、足腰シャキッと教室プラスは運動機能予防に加えて地域活動リーダー育成も狙っています。脳若シャキッと教室は認知機能低下の予防、通所型サービスAは生活機能向上を目的とした通所支援、通所型サービスCは6か月の短期集中型支援となっています。

これより質疑応答を報告いたします。

1つ目、議員より、教室の参加者は自家用車で来ているのか。作業療法士より、希望に応じて送迎しています。自家用車で来る方もいます。通所型サービスAは清流の里の送迎車を利用する方が多いです。

2つ目の質問、委託先、鈴木ヘルスケアサービスはどのような基準で選定されているのか。課長より、近隣で介護予防事業を実施しているのは当該事業所のみであり、鈴木ヘルスケアサービスへ委託しています。

以上が福祉保健課所管の事務調査結果です。

○議長（菅森照雄君） 質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

8番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

7月14日午前9時より、委員全員と議長、執行者側より、町長、藤本企画課長、山本企画課長補佐および澤渡主任の出席を求め、委員会を開きました。

まず、企画課に関する事項について、ふるさとワーキングホリデー事業、地域おこし協力隊起業等支援補助金事業、ガバメントクラウド整備事業について、以上3点について、担当者から説明を受けました。

まず最初に、ふるさとワーキングホリデー事業についてであります。

（1）事業の目的について。本事業は、都市部など町外に居住する若者等が一定期間多賀町に滞在し、働いて収入を得ながら地域住民と交流し、本町の魅力を感じることで関係人口、交流人口の増加を図り、将来の移住・定住を促進するための事業であります。

（2）事業概要についてです。事務局はNPO法人おおたき里づくりネットワークで、担当は朝比奈定住支援員です。対象は、就職活動中の大学3から4年生や、転職活動中または休職中の1年目から3年目の社会人の方などです。開催日時および募集人員は、9月16日から9月29日、2月下旬そして3月上旬にそれぞれ5名、全部で15名程度を見込んでいます。就職先は合同会社エヴァワット2名、大滝山林組合2名、合同会社もんでくる1名から2名、株式会社里和浸酒1名から2名です。滞在拠点は樋田地区の空き家であり、現在改修中であります。スケジュールは14日間滞在し、1日目は滞在拠点での歓迎会、2日目以降は町内の散策や観光案内、3日目以降は就業先での就労業務やおおたき里づくりネットワークの活動への参加などを実施するものです。財源

は特別地方交付税措置で、対象経費の上限額の2分の1の予算で予算額は132万円です。

次に、地域おこし協力隊等支援補助金についてであります。

(1) 事業の目的についてです。地域おこし協力隊が引き続き本町に定住することを促進するため、隊員が本町内で起業することや事業継承することを支援するものであります。

(2) 交付決定実績についてです。事業は、大滝地域の酒蔵をリノベーションし、地元農家等が栽培したビーツやハーブを活用したりキュール酒の製造・販売するものであり、申請者は地域おこし協力隊としてこれまで活動されてきた岩下晃士さんです。

次に、ガバメントクラウド事業について報告します。

事業概要は、全国の自治体の基幹業務を国が示す標準準拠システムに移行し、国の定めたセキュリティー評価基準を満たしたクラウドサービスを利用するものであります。政府は標準準拠システムへの移行に関し、行政運営の効率化、システム開発、運用コスト削減、データの連携、一元管理ができると説明をしております。現在は多賀町では、6町行政システム共同利用料として、株式会社KKC情報システムに年額4,719万円を契約をしております。移行後は、標準化業務18業務に回線使用料として株式会社オプテージに年間402万円、サーバー使用料としてデジタル庁を通じてアマゾンウェブサービスに年額1,937万円、システム使用料としてKKC情報システムに年額7,531万円、標準化外業務にKKC情報システムに年額3,507万円の支出となり、標準準拠システムに移行後は年額1億3,379万円になるとの説明がありました。

以上の事業概要説明の後、樋田シェアハウス、富之尾酒蔵の現地視察を行いました。樋田シェアハウスにおいて地域おこし協力隊の南井賢大さんより説明を受けました。富之尾酒蔵で、クラフトリキュールの製造過程などについて岩下晃士さんから説明を受けました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

まず最初に、ふるさとワーキングホリデー事業についてです。

滞在拠点について、樋田シェアハウスでの事務局スタッフが常勤となるが、スタッフとは地域おこし協力隊の方かとの質疑に対し、事務局スタッフとして南井隊員を想定しております。樋田シェアハウスに、地域おこし協力隊の常駐する部屋と別の部屋でワーキングホリデーの参加者が滞在することとしておりますとの答弁がありました。

次に、就業先である合同会社エヴァワットについての質疑に対し、会社は藤瀬地区にあり、農作物を栽培しインターネットで情報発信する会社と聞いておりますとの答弁がありました。

次に、募集の受付スケジュールについての質疑に対し、2回目、3回目以降は具体的にはまだ調整中となっております。1回目の9月に実施する就業先は4社であり、全て大滝地区です。就業先は現在も募集しており、1回目の募集で実績を積み、ほか地域の

企業にも働きかけを行い、参加企業を増やしていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

シェアハウスは8名定員の改装が進められているが、今回5名に絞った理由は何かとの質疑に対し、シェアハウスは8名滞在できる改装となっています。他の就業先と調整や、1回当たりの人数は最初は5名ずつ受け入れ予定であり、受け入れ後の検証をしながら今年度は進めていくというイメージなのです。今回は1回当たり5名ずつの受け入れと考えております。委託する仕様書では年間10名程度受け入れできるよう依頼しており、さらに最大15名受け入れできるよう事務局としては考えていただいておりますとの答弁がありました。

酒蔵建物を活用した酒蔵について、山村活性化支援交付金の申請状況はどうかとの質疑に対し、山村振興の活性化交付金は農水省の交付金であり、申請済みです。実施主体は町ではなく、事業会社や里づくりネットワークが参画する協議会で申請されたものです。町予算ではなく直接交付されるもので、既に交付決定がされています。その用途は、ハード整備ではなくソフト事業の交付金となっていますとの答弁がありました。

次に、内容はどうかとの質疑に対し、リキュール酒などの販売促進に係るイベント、農水省が行う都市部での商談会などに出席するための費用、販売促進のマーケティングに係る分の事業計画を既に農水省に提出し、それに対し交付決定が出されたところですのでとの答弁がありました。

蒸留器など酒造りの施設整備に多額の費用がかかるが、設備投資はどうかとの質疑に対し、設備投資にかかる費用は、起業支援補助金も設備投資の方で使っていただくことになり、また共同出資者もおられますし、公的資金の借入れも活用しながら設備投資の費用に充てると聞いておりますとの答弁がありました。

次に、ガバメントクラウド事業についてであります。

ガバメントクラウドのシステムを年間動かすのに、大体概算どのくらい年間費用になるのかとの質疑に対し、18業務の方がガバメントクラウドになるが、こちらはオペレーターとデジタル庁を通じたアマゾンウェブサービスとKKC情報システムに支払う金額を足した分となりますので、約1億弱で9,894万円の金額になりますとの答弁がありました。

標準化外業務の費用はとの質疑に対し、標準化外業務というものも引き続き多賀町で一括契約になりますので、こちらもプラスでかかってくるという形になりますとの答弁がありました。

今までどおり人口割で標準化外業務を契約することはできないのかとの質疑に対し、結論的にはできないということになります。今回の見直しについて、6町の中でも要る業務と要らない業務がそれぞれ分かれてきたというものもあります。また、5年前と比べ、システムエンジニアの保守料など人件費等が値上がりしております。その中で、町独自がそれぞれKKCと契約を締結したほうが良いとの結論になりました。ただ、KK

Cからいただいている今回の見積もりについては6町価格になっているため、1町で契約するよりもかなり安く割引が入っているという話は聞いておりますので、これまでのような人口割はなくなったが、6町での割引は多少入っているということになっておりますとの答弁がありました。

全国の自治体がおこなっている基幹業務において、多賀町では、住民記録、固定資産税、住民税、印鑑登録、国民健康保険、戸籍、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、児童手当、子育て支援など、18の業務を国が示す標準準拠システムに移行し、標準化外対象業務はアマゾンウェブサービスと標準化外業務を従来の三重電に分けてシステムを構築することに関しての質疑を行いました。

移行後の経費について、回線使用料、デジタル庁への支払いなど、運用経費の増大が今後見込まれることから、交付税措置を含め、国に対し財政措置を求めることを申し添えて、閉会中における産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（菅森照雄君） 日程第7 「同意第42号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第42号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

平成28年10月1日から本町教育長としてご尽力いただいております山中健一氏は、本年9月30日をもって任期が満了となります。3期9年の長きにわたり、教育長として熱意を持って意欲的に活躍され、その高い人格、深い識見をもって教育行政の発展に多大なご貢献をいただきました。特に、県教育行政での豊富な経験を生かし、常に学校・園の危機管理意識を高めるとともに、心豊かにたくましくつながり学ぶ多賀の子を基本に、幼小中連携教育の重要性を認識され、学校・園づくりに取り組んでいただいた教育者としての長年のご功労、ご功績に対し、深く感謝の意を申し上げるところでございます。本当にありがとうございました。

なお、後任者といたしましては、地方自治の本旨に理解があり、教育、学術、文化等、教育行政に関して優れた識見をお持ちで、本町の学力向上にも熱心に取り組んでいただいております青木靖夫氏を適任者と考えますので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定によりご提案を申し上げ、同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第42号 多賀町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、同意第42号は同意することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第8 「同意第43号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第43号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和3年10月1日から、教育委員としてご尽力をいただいております安田良介氏は、本年9月30日をもって任期が満了となります。同氏は高潔で地方自治の本旨に理解があり、教育委員として、学校教育、社会教育の推進・振興に幅広い見識のもと、熱意を持って職務を遂行いただき、その功績は高く、委員にふさわしい人材であると考えます。今後もこれまでの豊富な知識と経験を生かし、大所高所から引き続き適切なお助言、ご提言をいただけるものと思っております。

以上のことから、安田良介氏を教育委員として適任者と考えますので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきご提案を申し上げ、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第43号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、同意第43号は同意することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第9 「報告第44号 令和6年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「報告第44号 令和6年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年、決算ごとに算定し、監査委員の審査に付した上、議会に報告し公表しなければならないとされております。

去る8月25日、監査委員の審査に付しましたところ、この審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告をするものでございます。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、多賀町における一般会計、特別会計、全ての会計におきまして収支が黒字となっておりますので、赤字比率はなく、数値には表れておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、前年度から0.8ポイント減少し6.0%となりました。数値につきましては、早期健全化基準の25%を下回っておりますので、健全財政の範囲内となっております。

次に、将来負担比率につきましては数値は算出されず、前年度より17.5ポイント減少しました。これは令和6年度は通常の起債償還に加え約1億4,000万円繰上償還を実施したほか、充当可能基金に約1億円を積み増しできたことが大きな要因であると考えております。

次に、資金不足比率につきましては、水道・下水道事業、いずれの会計におきましても資金不足額がなく、数値には表れておりません。

令和6年度の決算による算定におきましては健全財政を維持できており、今後においても当財政指標の数値に留意しつつ、健全財政を堅持してまいりたいと考えております。

以上、報告に代えさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第44号 令和6年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」の報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

議場の時計で10時50分とします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 「議案第45号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第45号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、国人事院による公務員人事管理に関する報告書において、仕事と生活の両立支援の拡充が示されましたので、多賀町においても所要の措置を講じるため、条例の改正を行うものでございます。

今回の改正のポイントは、職員が仕事と子育ての両立支援制度をより利用しやすくするため、各支援制度につきまして意向確認等、任命権者として該当職員への説明を義務づける条文を加えるものでございます。

まず、第15条につきましては、今回の追加条文による条項ずれの改正となります。

第15条の3につきましては、今回の改正趣旨であります妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認の条文を加えるもので、任命権者としての説明を義務づけ、第1項については、妊娠、出産の申出があった時点、第2項については、3歳未満の子を養育する職員について、それぞれ第1号から第3号において具体的な措置内容を規定するものでございます。

付則として、この条例は令和7年10月1日より施行するものとし、経過措置として、施行日以前においても改正後における該当職員と認められる職員については、同様の措置を講ずることができる旨規定するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第45号 多賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第11 「議案第46号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第46号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、育児を行う職員の部分休業制度を拡充し、仕事と生活の両立支援を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されましたので、多賀町においても所要の措置を講じるため、条例改正を行うものでございます。

第1条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことによる条項ずれを修正するものです。

第19条につきましては、部分休業を取得できない職員の範囲を緩和するため、従前の勤務日ごとの勤務時間の規定を削除するものでございます。

第20条につきましては、従前、部分休業の取得につきましては、勤務時間の始めと終わりを規定されていたものを、勤務時間内においては任意の時間に取得できるよう改正するものです。

また、第20条の2から第20条の4までの規定につきましては、新たに条項を設け、1時間を単位として1年につき10日相当、77時間30分の範囲で部分休業が取得できるよう規定を設けるものです。

第20条の5につきましては、部分休業の変更について特別な事情を規定し、変更ができるよう規定するものです。

付則として、この条例は令和7年10月1日より施行するものとし、経過措置として、施行日から令和8年3月31日までの第20条の4の適用につきましては6か月である

ことから、77時間30分とあるのは、38時間45分、乗じる時間が10時間とあるのは5時間とするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第46号 多賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第12 「議案第47号 多賀勤労者体育センター解体工事の請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第47号 多賀勤労者体育センター解体工事の請負契約の締結」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

去る7月30日、多賀勤労者体育センター解体工事に係る条件付一般競争入札を執行し、6社による入札の結果、滋賀県彦根市西今町726番地1、株式会社森音、代表取締役、森豊が、5,488万円で落札いたしましたので、消費税10%を乗じ、6,036万8,000円で工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事概要としましては、老朽化している多賀勤労者体育センターを解体し、解体後、整地としてアスファルト舗装をするものでございます。

工期につきましては、本契約締結日の翌日から令和8年1月22日までとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第47号 多賀勤労者体育センター解体工事の請負契約の締結について」は、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第47号は可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第13 「議案第48号 多賀町立小中学校学習者用コンピュータ購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊東学校教育課長。

〔学校教育課長 伊東瑞江君 登壇〕

○学校教育課長（伊東瑞江君） 「議案第48号 多賀町立小中学校学習者用コンピュータ購入契約の締結」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

去る4月30日、滋賀県GIGAスクール構想推進協議会が設置する審査会において、2社によるプロポーザル審査が行われました。審査結果としまして、滋賀県大津市におの浜3丁目4番34号、株式会社ウチダビジネスソリューションズ、代表取締役、田中元博が選定されました。

その結果を受け、この度、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、滋賀県大津市におの浜3丁目4番34号、株式会社ウチダビジネスソリューションズ、代表取締役、田中元博と、小中学校合わせて3,840万5,200円に消費税10%を乗じ、4,224万5,720円で購入契約を締結させていただきたく、議会の議決をお願いするものです。

今回の契約における納入期限は、令和8年2月27日としております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第48号 多賀町立小中学校学習者用コンピュータ購入契約の締結について」は、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第48号は可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第14 「議案第49号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第49号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、新たな行政需要に対応するとともに、各所管における事業の進捗を踏まえ予算を調整したもので、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,897万2,000円を追加し、歳入歳出67億8,993万6,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、15ページの第2表のとおり、町内小中学校の体育館の空調設備整備に係る工事費につきまして、令和8年度までの2年間で2億1,000万円の範囲内での設定をお願いするものです。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、16ページの第3表のとおり、多賀小学校の校舎改修事業については70万円を増額し5,800万円に、通学路安全対策事業については140万円を増額し580万円に、それぞれ借入限度額の変更をお願いするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、19ページ、歳入からご説明いたします。主なものについてご説明させていただきます。

5款町税では、固定資産税、償却資産税で企業による増資が好調であり、当初予算の見込みを大きく上回る申告があり、5,795万2,000円を追加するものです。

25款地方交付税は、本年度の普通交付税が確定し、11億5,653万6,000円の交付となったことから、当初予算との差額4,346万4,000円を減額するもので

す。先ほど申しあげました固定資産税につきまして、当初予算より増収となったことで、基準財政収入額が増加したことが大きな要因でございます。

次に、50款国庫支出金では、19ページから20ページにかけまして、民生費における障害者自立支援事業の事業費の増加による3,000万円の増額や、こども家庭センター開設に係る経費に対する子育て交付金406万3,000円の追加交付を受けることから、教育費、土木費においても、事業費に合わせて精査をして増減をしております。特に小学校のトイレ改修に係る財源として見込んでおりました学校施設環境改善交付金2,722万6,000円につきましては、財源措置をしていただけませんでしたので、減額補正としております。

20ページ中段、55款県支出金は、国庫同様、民生費における障害者自立支援事業の事業費の増加による1,500万円の増額のほか、防犯カメラ設置に係る補助240万円を受け入れ、その他と合わせまして1,861万5,000円を増額計上するものでございます。

21ページ上段、70款繰入金につきましては、先ほど国庫支出金でご説明いたしました教育費における学校施設環境改善交付金の交付が見込めないため、財政調整基金より同額の2,722万6,000円を繰り入れるものでございます。公共施設等維持管理基金からの繰入れにつきましては、事業費の精査により280万円の減額、多賀町まちづくり基金からの繰入れにつきましては、令和6年度にふるさと納税としてご寄付いただきました額が決算により確定し、1,026万7,000円、当初予算より上回りましたので、その額を財源充当するものでございます。

75款繰越金3,691万4,000円は、今回の補正に要する一般財源分として充当するものでございます。

80款諸収入では、大佐谷財産区選挙費用分として13万5,000円全額を、大佐谷財産区会計より受け入れるほか、令和6年度の民生費の国庫補助金について、不足交付分246万4,000円を受け入れるものでございます。

85款町債につきましては、冒頭説明いたしましたとおり、2つの事業につきまして合わせて210万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。23ページをお願いいたします。主なものを説明させていただきます。

10款総務費、5項総務管理費、25目財産管理費の備品購入費につきましては、今年度、庁舎の空調更新工事を実施しておりますが、冬季においては空調が機能しない状態となることから、庁舎内各所に暖房器具を設置し対応いたしたく、130万4,000円をお願いするものです。35目諸費、防犯カメラ設置補助金につきましては、今年度より3年間、滋賀県全体で防犯事業を強化することに合わせまして、多賀町においても各集落の防犯機能を向上いただくため、補助として要望のあった16集落分480万円をお願いするものです。45目企画費では、多賀スマートインターチェンジ上り線の

開通式典費用 125万円をお願いするものです。

10項徴税費では、町税の過年度還付が見込まれることから、その対応として433万6,000円をお願いするものです。

24ページ、20項選挙費では、10月に予定しております大佐谷財産区議会議員選挙費について、13万5,000円を計上しております。

次に、15款民生費でございますが、5項社会福祉費では、24目障害者自立支援費につきましてはサービス需要が増加しており、訪問入浴サービス、障害サービス給付費について増額をお願いするもので、国への過年度の返還分を合わせまして6,114万1,000円をお願いするものです。

25ページ、10項22目子育て支援対策費では、来年度より国の制度改正に合わせてさらなる子育て支援の充実を図っていくため、ふれあいの郷内にこども家庭センターを開設し対応していくこととしており、その準備経費として、消耗品から備品購入費までの609万5,000円をお願いするものでございます。

26ページ、25款農林水産業費、5項農業費では、小規模農地獣害対策補助金の需要が多く39万1,000円の増額、10項林業費では、林道アサハギ線のほか、崩土の除去等、林道維持補修工事費として80万円をお願いするものです。

30款商工費、15目観光費では、近年、登山者が多い高室山の登山道の整備補助金として、20万円の追加をお願いするものです。

35款土木費では、10目道路橋梁維持費では、多賀スマートインターが開通することによります接続道路管理委託料613万8,000円、町道小森池線等の補修工事費413万6,000円、15目道路橋梁新設改良費では、町道多賀月之木線拡幅工事費や橋梁の点検業務委託料、交通安全対策工事費等、道路橋梁費合わせまして3,242万9,000円をお願いするものです。

15項都市計画費では、土地開発に係る雨水排水審査が必要なため、委託料として157万3,000円をお願いするものでございます。

28ページ、45款教育費、10項小学校費では、現在実施しております両小学校のトイレ改修工事費用を精査し、設計監理委託料につきましては562万5,000円の減額。施設改修工事費につきましては、多賀小学校におきまして仮設トイレの対応が必要となったことによりまして、300万円の増額をお願いするものです。

15項中学校費におきましては、トイレ改修実施設計委託料につきましては、アスベスト含有調査等が必要となり、320万円の増額、現在、生徒が利用しております昇降口の雨漏り対応工事として200万円をお願いするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号については、議長を除く8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、8人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

この間に、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で11時25分とします。

（午前11時19分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、報告いたします。委員長に6番、川岸真喜議員、副委員長に8番、山口久男議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙のと通りの日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（菅森照雄君） 日程第15 「議案第50号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第50号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いします。

今回お願いします補正は、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用、令和6年度保険給付費の額および保険者努力支援交付金事業費分の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため補正するものでございます。第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,676万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,097万円とするものでございます。

議案書の36ページをお願いします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

15款10項40目の総務費国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金として、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用968万円を受け入れるものです。

45款5項10目のその他繰越金は、令和6年度保険者努力支援金交付金事業費分の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため106万7,000円を計上するものです。

50款15項5目の雑入は、令和6年度保険給付費の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため、国保連合会から多賀町に既に返還されている保険給付費等返還金を財源として601万6,000円を計上するものです。

議案書の37ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用として968万円の補正をお願いするものです。

35款5項5目の償還金は、令和6年度保険給付費の額および保険者努力支援交付金事業費分の額が確定し、その精算として滋賀県に返還するため、保険給付費等返還金601万6,000円と、保険者努力支援交付金事業費分返還金106万7,000円の計708万3,000円の補正をお願いするものです。

令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第50号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第50号は

原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第16 「議案第51号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第51号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,014万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,310万3,000円とするものでございます。今回の補正の内容は、令和6年度介護給付費等の収支確定による過年度返還金について補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により、議案書44ページ、歳入からご説明させていただきます。

45款繰越金につきまして、介護保険特別会計事業の収支の確定により、国や県などへの返還金としまして、前年度繰越金より1,014万5,000円を財源充当するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

25款諸支出金、5目償還金につきましては、令和6年度介護給付費等の収支確定に伴い、前年度の超過受入れ分を精算し、国庫支出金347万6,000円、県支出金242万1,000円、支払基金に424万8,000円、合わせて1,014万5,000円を返還金として支出するものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第51号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第17 「議案第52号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第52号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いします。

今回お願いします補正は、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用を補正するものでございます。第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,088万9,000円とするものでございます。

議案書の52ページをお願いします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

11款5項10目の総務費国庫補助金は、子ども・子育て支援金事業費補助金として、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用132万円を受け入れるものです。

議案書の53ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費用として132万円の補正をお願いするものです。

令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第52号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第52号は

原案のとおり可決されました。

○議長（菅森照雄君） 日程第18 「認定第53号 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第26 「認定第61号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」までの9つの認定案を、一括して議題とします。

まず初めに、代表監査委員、寺西久和氏より、決算審査の結果の報告を求めます。
寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和6年度多賀町一般会計および水道事業、下水道事業を除く特別会計歳入歳出の決算を審査しました結果について、ご報告申し上げます。

8月6日、7日および8日の3日間にわたり、川岸監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について監査を実施しました。

令和6年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書および各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証拠書類と照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査および例月現金出納検査等の結果ならびに主要施策の成果に関する調書を参考にしながら審査を実施しました。

審査の結果、各会計調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数等に誤りはないものと認められ、予算の執行および関連する事務の処理は適正に行われていました。

なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

一般会計の決算収支における実質収支額は2億6,073万円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、総予算額に対する収入率は100.6%、調定額に対する収入率は99.7%となり、財源確保に努力され、町税収等の収納率は県下で高位にあります。しかし、収入未済額が令和5年度で1,537万円、令和6年度1,976万円と、令和5年度は令和4年度より約441万円、令和6年度は令和5年度より439万円増額しており、税負担の公平性の観点から、収納率の向上、収入未済額の減少に、より一層積極的な取り組みに努められることを願うものであります。

歳出につきましては、総予算に対し96%の執行率となっております。財源等経常経費の節減に努められ事務事業を執行されていますが、不用額について前年度より減少しつつも、一部の事業においては大きな不用額があり、精査のうえ、予算の適正額の確保と適時的確な見直しにより、不用額の縮減を望むところであります。

財政構造につきまして分析しますと、歳入の構造として、町民税、固定資産税が増収

し、繰越金、町債が減少しており、自主財源は51.3%と前年度と同様になったところであります。

歳出の構成として、消費的行政経費は、主なものとして人件費の人事院勧告による給料、手当等の増加、物件費の保育園・こども園給食業務委託、電算構築委託料の増加により、前年度より3億3,602万円の増額となっております。

投資的経費は、主なものとして、普通建設事業費のうちの認定こども園建設事業、都市公園整備事業、スマートインター整備事業で、事業費の減少により、前年度より5億217万円減額となっております。

財務分析による指標を見てみますと、財政経営の財政力を示した財政力指数は0.56%と、前年度より0.01ポイント高くなりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より1.7ポイント低くなり、70%から80%の適正指標に近い80.4%となり、弾力性をやや欠く指標となっております。

地方債残高は、前年度より4億4,559万円減少し、46億2,778万円となりました。地方債現在高比率は、前年度より18.6ポイント低くなり129.9%となりましたが、依然として厳しい状況にあることから、慎重かつ適正な対応を望むものであります。

続いて、8月25日、同じく川岸監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度財政健全化の審査および同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されているものと認められました。

健全化判断比率については、実質赤字比率および連結実質赤字比率ともそれぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。実質公債費比率は、早期健全化基準の25%に対し6%であり、また将来負担比率は早期健全化基準の350%に対して、将来負担額より充当可能財源等が多いため算定されなくなり、良好な状態にあると認められました。

また、資金不足比率については、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数は、関係調書と照合しましたところ、運用状況は妥当であると認められました。

積立基金につきましては、目的に沿った用途に応じて、減債基金1,676万円、まちづくり基金1億3,531万円、社会福祉基金1,977万円、公共施設等維持管理基金2,550万円を取り崩して、一方、財政調整基金443万円、減債基金2,221万円、まちづくり基金1億4,827万円、公共施設等維持管理基金1億3,207万円を積み立てられております。積立基金合計は、前年度より1億963万円増加し20億5,005万円となり、積立基金の現在高比率は前年度より0.1ポイント増加し66.2%

となりましたが、今後も総合的かつ計画的な財政運営に努めることを望むところであります。

次に、特別会計における決算収支の実質収支額は4,543万円の黒字となっております。積立金残高は前年度より533万円減少し、4億7,011万円となっております。この中で、国民健康保険、介護保険事業および後期高齢者医療事業会計は、歳入歳出とも特別会計全体の99.4%を占めております。いずれも県内において高い収納率で、収納事務に対する努力がうかがえます。

しかし、収入未済額が国民健康保険においては、令和5年度が令和4年度より420万円と増額し、令和6年度が令和5年度より553万円と増額しましたので、公平な医療と公平な税負担から、適正な対応による収入未済額の減少により一層努められることを望みます。

不用額については1億7,490万円と多額になっており、精査のうえ、予算の適正額の確保と適時的確な見直しにより、不用額の縮減に努められたい。

最後に、県内高位の高齢化率であり、今後も特定健診受診率および保健指導の向上、健康づくりの取り組み、医療費の削減に、積極的な介護予防事業の充実に一層努めていただきますよう望みます。

次に、財産の状況につきましては、公会計制度による町有財産台帳の更新を図り、資産の把握と管理を行うとともに、多賀町公共施設等総合管理計画、各施設の管理計画により、将来にわたり総合的かつ計画的な管理の推進と日常の維持管理に、基金の積立等、必要な財源の確保に努められますよう望むものであります。

第6次多賀町総合計画および多賀町行政改革大綱実施計画の進捗状況につきましては、一部評価を下回るもおおむね成果を上げており、さらに検証、見直し精度を上げ、次年度以降も目標達成に向けて着実に遂行されることを期待します。

最後に、限られた財源の中で説明責任を果たすべき効率的・効果的な事務執行をするためには、地方自治法、条例、規則等に基づき、日々の適正な事務処理に努められたい。

引き続き財政運営の健全化を図られ、住民の福祉に、より一層のご努力を願うものであります。

以上で決算審査の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

昼からの再開は1時からとします。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 0時57分 再開)

○議長（菅森照雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、「認定第53号 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、歳入全般の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第53号 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

調製をいたしました決算の中から、各款また項ごとの主な内容、前年度決算との比較などについてご説明申し上げます。

それでは、1ページをご覧ください。

令和6年度一般会計予算総額は61億2,779万8,000円で、歳入決算額は61億6,240万6,708円となり、前年度と比較して3億5,287万1,000円の減、歳出決算額は58億8,499万7,917円となり、前年度より3億1,072万3,000円の減となりました。歳入歳出差引残額は2億7,740万8,791円で、繰越財源1,667万9,000円を引き、実質収支額は2億6,072万9,791円となりました。

令和6年度は、実質賃金がプラスに転換し、設備投資も高水準となり、日本経済は改善傾向にありましたが、物価高騰が止まらず、生活に大きく影響した1年でした。令和6年度におきましては、第6次多賀町総合計画に基づく実施計画や各事業計画に基づき施策を進めてまいりました。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

5款町税収入済額は19億7,463万9,000円で、前年度比1億6,533万8,000円、9.1%の増収となりました。不納欠損額は113万円、収入未済額は1,745万2,000円、収納率は99.07%でした。

町民税につきましては、個人町民税は、定額減税事業の実施により減収となりましたが、法人町民税は為替の影響や半導体需要の好調等により、法人税割が6,481万2,000円の増となり、町民税全体では5,194万4,000円増の6億7,959万6,000円となりました。

固定資産税は、工場の増築や設備投資があり、前年度より1億1,439万円増の12億100万7,000円となっております。

軽自動車税は、申請率の台数増加により増収となり、たばこ税は売上げ本数が減少したため減収となっております。

9ページ、12款地方消費税交付金から10ページの22款法人事業税交付金までの県税交付金は2億7,424万8,000円で、前年度より2,269万2,000円の増加となりました。

23款地方特別交付税では、個人住民税の減収補てん特例分、定額減税分等で4,265万9,000円を収入しております。

25款地方交付税は15億9,910万6,000円で、普通交付税は12億7,57

7万2,000円で、695万7,000円の減少、特別交付税は3億2,333万4,000円で、2,767万5,000円の増加となりました。

11ページ、40款分担金および負担金につきましては543万7,000円の増加、12ページ、45款使用料および手数料は、ほぼ前年並みとなりました。

13ページの国庫支出金につきましては5億9,824万5,000円で、5,093万3,000円増加しました。新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で3,342万円の減、スマートインターチェンジ上り線整備事業補助金で3,271万円の減、社会資本整備総合交付金で3,106万円の減がありましたが、14ページ、公立学校施設整備費負担金で2,497万8,000円、デジタル基盤改革支援補助金で3,893万3,000円を受け入れ、16ページ、地方創生臨時交付金で4,676万円の増、児童手当国庫負担金で1,812万円の増などがあり、増加となりました。

県支出金は3億670万6,000円で、1,300万円の減少となったところです。主なものといたしましては、18ページ、福祉医療費助成事業補助金1,759万4,000円、19ページの農林水産費県補助金の団体営農地防災事業補助金930万円、20ページ、ニホンジカ特別対策事業補助金634万2,000円、急傾斜地崩壊対策事業補助金3,418万5,000円を受け入れました。また、21ページ、県委託金では、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙委託金868万3,000円を収入いたしました。

22ページの財産収入につきましては、311万1,000円となりました。

23ページ、65款寄付金は、多賀町まちづくり応援寄付金、ふるさと納税で2億9,620万7,000円を収入し、9,654件の寄付をいただきました。

70款繰入金につきましては1億9,734万1,000円で、478万8,000円増加しました。減債基金から1,676万3,000円、多賀小学校改修事業に充当するため公共施設等維持管理基金から2,549万8,000円を、まちづくり基金から1億3,531万2,000円を繰り入れ、社会福祉基金から1,976万8,000円を繰り入れ、小中高校生の医療費助成や新入学生の通学助成事業等を実施しました。

80款諸収入3億2,782万1,000円の主なものは、25ページで、小中学校の給食費を収入し、26ページで、宝くじの社会貢献広報事業として実施されるコミュニティー助成事業の2か字分320万円を受け入れたほか、湖東圏域公共交通活性化協議会の返戻金を受け入れ、また27ページの保育所等の施設型給付費は1億8,949万1,000円となりました。

85款町債につきましては1億114万3,000円で、2億9,047万円減少しました。主なものとしましては、多賀小学校増築事業で2,240万円、スマートインターチェンジ整備事業で2,620万円、急傾斜地崩壊対策事業で1,410万円などを発行し、臨時財政対策債は1,374万3,000円を発行しました。

自主財源は31億6,175万8,000円で、歳入全体の51.3%。依存財源は3

0億64万9,000円で48.7%となりました。

以上、歳入決算の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより歳入全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出全般の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 令和6年度多賀町一般会計歳入歳出決算の歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、令和6年度はスマートインターチェンジ整備事業、都市公園整備事業を引き続き実施したほか、多賀小学校増築事業、高齢者就業施設整備事業などを実施いたしました。また、物価高騰対策関連では、定額減税補足給付金事業、住民非課税、均等割のみ課税世帯臨時特別給付金事業、物価高騰生活支援事業、物価高騰対策緊急支援補助金事業を実施しました。

それでは、事項別明細書にて、歳入同様、各款また項ごとの主な内容、前年度決算との比較についてご説明申し上げます。

決算書の29ページをお願いいたします。

5款議会費は、支出済額6,539万8,000円で、議場LED工事289万3,000円支出したほか、議員定数2名減に伴い、人件費等で前年度より537万5,000円の減少となりました。

31ページの10款総務費につきましては9億4,840万9,000円で、前年度より1億5,958万4,000円の増額となりました。

31ページから34ページの一般管理費では、ふるさと納税業務委託料が増額し、特別定額給付金では、定額減税補足給付金事業、住民税非課税均等割のみ課税世帯等への特別給付金事業、物価高騰生活支援給付金事業で1億1,698万円となりました。

35ページの財産管理費では、施設の維持管理や庁舎の内装工事、エアコン修繕などを行い、2,735万3,000円を支出しました。

38ページからの企画費では651万2,000円を支出し、県市町村共同で入札参加資格申請共同受付を行い、電子入札システムにより入札事務の公平性、透明性の向上に努めました。

40ページ、集落活動推進費では、歳入でもありましたコミュニティー助成事業で320万円を助成したほか、引き続き自主的な計画に基づく自治活動を支援するため、43集落に対し、まちづくり活動支援交付金903万6,000円を交付し、集落の活性化に向け支援を強化しました。

このほか、42ページから44ページの電子計算費で、6町行政情報システム共同利用料4,779万5,000円や、基幹系情報システムの標準化に向けた取り組みやLINE拡張システムを導入し、自治体DXの推進に向けた取り組みを行いました。

44ページ、公共交通対策費では、近江鉄道線管理機構負担金1,200万4,000円、コミュニティーバス運行対策として2,786万6,000円を補助金として支出しました。

徴税费では、47ページの固定資産税の適正課税を図るため、課税資料整備委託料に976万4,000円、修正申告等による過年度還付金で798万円を支出しました。

戸籍住民基本台帳費では48ページ、戸籍電算システム改修に775万3,000円、住民等振り仮名対応システム改修に631万円を支出しました。

49ページ、選挙費は、衆議院議員選挙の執行で914万1,000円を支出しました。

次に、52ページの15款民生費は17億1,890万8,000円で、前年度比3億7,144万3,000円の減となりました。歳出全体の29.2%と最も多くを占めております。

社会福祉総務費では、54ページ、物価高騰対策緊急支援補助金546万8,000円を6事業所に給付いたしました。

55ページでは、国民健康保険特別会計6,028万3,000円、介護保険事業特別会計1億2,949万1,000円を繰り出しております。

56ページ、老人福祉費では、シルバー人材センター事務所建設に4,709万3,000円を支出いたしました。

障害者自立支援費では、58ページ、障害者総合支援法に基づき、障害サービス給付費1億5,856万9,000円など、自立支援給付のほか、地域生活支援事業を実施し、負担金等を支出しております。

59ページ、福祉医療助成費につきましては、扶助費総額は5,943万1,000円で、前年度より261万5,000円の増額となりました。小中学生および高校生の子育て応援分は1,970万円で、381万円増加となりました。

次に、61ページの児童福祉費では10億258万6,000円を支出しました。62ページの子ども・子育て支援事業計画策定に394万9,000円、出産・子育て応援交付金に285万円、低所得子育て世帯子ども加算給付金789万円の支給を行いました。保育所費および認定こども園費では7億1,287万9,000円を支出し、子どもたちが安全・安心に園生活を送れるよう施設を維持管理し、給食調理業務委託化を実施いたしました。

69ページ、子育て支援対策費では7,444万6,000円を支出し、放課後児童クラブの運営、不登校対策、子育て支援を実施しました。

次に、72ページの衛生費につきましては3億7,747万7,000円で、前年度よ

り1,983万3,000円の減額となりました。

保健事業総務費では、第3期健康増進計画および食育推進計画策定に387万2,000円を支出しました。

また、74ページの保健事業費では、母子手帳アプリの導入、各種検診事業、予防接種事業等の実施に5,779万8,000円を出資しております。

76ページの総合福祉保健センター費では1,304万7,000円を支出し、施設管理をおこなっております。

環境衛生費では2億1,278万円で、前年度より1,248万8,000円の増額となりました。

79ページのごみ収集業務委託料は99万円減の5,109万7,000円、また燃えないごみと可燃ごみの処理に係る一部事務組合負担金は713万1,000円増の8,021万4,000円、し尿処理に係る一部事務組合負担金は327万9,000円増の5,535万4,000円となっております。

80ページ、上水道費は、起債償還に係る水道事業会計の繰出基準を見直し、2,536万3,000円減の5,061万5,000円となりました。また、物価高騰対策で水道基本料金減免分828万3,000円を繰り出しました。

25款農林水産費は2億6,884万2,000円で、4,637万5,000円減少し、農業費では、例年の交付金に加え、84ページ、燃料価格高騰による農業経営の緩和対策として163農家に1,497万8,000円を交付、また畜産業に対しましても100万円を交付しました。土地改良事業対策費では、水位監視システムの導入、ため池改修工事に665万9,000円を支出いたしました。

86ページの農業集落排水事業につきましては、5,680万円を繰り出しております。

町獣害防止対策費では、87ページ、ニホンザルの個体数調整業務委託料として323万3,000円を支出するとともに、集落獣害自営組織育成や小規模農地獣害対策補助金等で601万9,000円を交付しております。

林業費は9,042万円となり、89ページの森林環境学習やまのこ事業に対しまして大滝山林に委託し、34校、1,887名の小学4年生の児童を受け入れ、998万5,000円を支出しました。

需用費では、90ページ、有害鳥獣駆除事業に1,504万9,000円、森林資源循環利用促進費では、町内の新生児出生のお祝いとして、間伐材を利用したお食い初めセット、積み木を作成いたしました。地域再生事業では、地域おこし協力隊を委嘱して林業従事者との連携を図りました。

91ページの商工費は5,516万円で、前年度比886万円の増額となりました。住宅リフォーム促進事業補助金に32件、437万3,000円、がんばる商店応援補助金に200万円の支出、原油高騰対策で小規模事業者342万4,000円、ライ

トアップ事業の実施に320万円、観光地トイレ整備事業補助金1,000万円を支出いたしました。

93ページの土木費につきましては5億1,303万5,000円で、4,525万1,000円の減額となりました。

96ページですけれども、こちらで多賀町内外事業者15社に除雪を委託するとともに、職員除雪、集落除雪、ふるさと除雪の4体制で、除雪委託料に前年度より4,307万円増の7,201万円を支出しました。

97ページでは、橋梁長寿命化事業に2,653万2,000円を支出したほか、交通安全対策工事に269万4,000円を支出、多賀スマートインターチェンジ整備事業では8,685万円を、急傾斜地崩壊対策事業に4,847万4,000円を支出いたしました。

98ページの都市再生整備計画費では1億3,362万2,000円を支出し、結いの森公園が開園をいたしました。

100ページ、消防費につきましては1億8,574万2,000円で、彦根市消防へ委託している常備消防費は1億3,302万1,000円となりました。

103ページの、集落へ消防防災設備等補助金を635万3,000円、災害対策費では地域防災計画の更新に583万円を支出し、災害備品費整備に223万3,000円を支出いたしました。

104ページの教育費につきましては8億5,622万9,000円で、9,813万3,000円の増加となりました。108ページからの小学校費、中学校費ともに、地域との連携を図り、教育振興と健康増進に努めながら運営を行いました。給食費の第3子以降の無償化を実施したほか、施設面では多賀小学校の南校舎の増築工事、既存不適格改修工事を実施し、大滝小学校では駐車場のフェンス更新工事を実施しました。また、中学校では新たにロボットプログラミング学習の実施、施設面では受水槽の更新を実施いたしました。

117ページの社会教育費は2億6,656万6,000円で、出前講座の取り組み、はたちの集いや町民のつどい、ささゆりコンサートなどを開催いたしました。保健体育事業では、中学校の部活動の在り方を検討するとともに、町民モルック大会を開催いたしました。

123ページの文化財保護費では、多賀町文化財保護活用計画に基づき、社寺等美術品工芸品基礎保存調査や普及交流事業を実施し、125ページの敏満寺石仏谷遺跡保存整備事業に615万3,000円、町指定文化財修理等補助金2,167万9,000円を支出いたしました。

127ページ、あけぼのパーク多賀管理費では、受水槽の更新、エレベーターの修繕などを実施いたしました。

132ページの災害復旧費は、林道権現谷線・町道甲頭倉線等の災害復旧事業を行い、

1,212万9,000円を支出しております。

133ページの公債費につきましては5億7,669万7,000円で、前年度より1億847万2,000円増加いたしました。臨時財政対策債、公共事業等債、緊急防災・減債事業債などの元金償還終了があり、定期の元金償還は減少しましたが、臨時財政対策債、公共事業等債、学校教育債等で1億4,433万円の繰上償還をおこなったことにより増加となりました。

諸支出金では3億697万3,000円で、2億815万5,000円減少いたしました。財政調整基金に443万3,000円、減債基金に2,220万6,000円、まちづくり基金に1億4,826万7,000円、公共施設等維持管理基金に1億3,206万7,000円を積み立てました。

最後に、136ページからの資料についてご説明申し上げます。

財産に関する調書では、令和6年度中に異動がありましたのは土地で、行政財産その他の施設のごみステーション用地で64㎡増加し、建物の学校で多賀小学校増築分188㎡と、その他施設で多賀シルバー人材センター事務所分168㎡が増加しております。

137ページの出資による権利につきましては、多賀町下水道事業会計への出資金として2,719万7,000円の出資分が増加となっております。

138ページの物品につきましては、30万円以上の重要備品について、年度中の増減を記載いたしております。

139ページの基金につきましては、先ほど諸支出金のところでご説明申し上げたとおりでございますが、令和6年度末基金合計は20億5,004万6,671万円となり、前年度より1億963万3,000円増加いたしました。

140ページの地方債につきましては、新規発行債は1億114万3,000円で元金償還額を下回ったため、地方債残高は4億4,559万3,000円減少して、46億2,777万9,000円となりました。

以上、一般会計歳出決算のご説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより歳出全般についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第53号については、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第53号は、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委

員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおりを選任することに決定しました。

暫時休憩します。

この間に、決算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で1時40分とします。

（午後 1時32分 休憩）

（午後 1時38分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、決算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に、8番、山口久男議員、副委員長に、1番、小島櫻議員が選出されました。

なお、決算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（菅森照雄君） 日程第19 「認定第54号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第54号 令和6年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

特別会計の決算につきましては、決算書2をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

令和6年度、歳入歳出予算総額は9億7,119万3,000円で、歳入決算額は8億4,320万1,674円で、歳出決算額は8億2,318万4,100円で、歳入歳出差引残高は2,001万7,574円となりました。

それでは、5ページの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款国民健康保険税は1億3,083万7,000円の歳入となり、収納率は現年度分で98.08%となりました。年間平均世帯数は921世帯、年間平均被保険者数は1,379人となり、1人当たりの平均保険税調定額は9万5,900円で、前年度より2,000円の増となりました。

25 款県支出金は、普通調整交付金 5 億 6,826 万 9,000 円や県繰入金 617 万 8,000 円を含む 5 億 8,844 万 1,000 円となりました。

6 ページの 40 款繰入金 6,028 万 3,000 円は、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金でございます。

7 ページ、前年度繰越金は 5,271 万 2,000 円です。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。5 款総務費は、2,368 万 9,000 円の支出で、人件費や保険税の徴収業務等の事務費に係る経費を支出いたしました。

9 ページ、10 款保険給付費は 5 億 6,826 万 9,000 円で、前年度と比較して 3,818 万円の減額となり、1 人当たりの医療費は 46 万 7,268 円で、前年度より 1,467 円の減となりました。

11 ページの 22 款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を滋賀県に支払ったもので、2 億 522 万 9,000 円を支出いたしました。

12 ページの 26 款保健事業費 1,498 万円は、健診委託料や人間ドック受診補助等を行いました。また、重症化予防対策として、受診勧奨や健康教室、運動教室などを実施いたしました。

13 ページ、35 款諸支出金 1,101 万 7,000 円は、前年度分県支出金の返還金が主なものでございます。

15 ページの財産に関する調書では、国民健康保険財政調整基金は前年度と同様 0 円となっております。

この決算につきましては、8 月 25 日に開催されました多賀町国民健康保険運営協議会で承認されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、ご説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第 54 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 54 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第 20 「認定第 55 号 令和 6 年度多賀町介護保険事業特

別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第55号 令和6年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の16ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は8億7,221万5,000円で、歳入決算額は8億7,324万9,645円、歳出決算額は8億5,056万8,474円で、歳入歳出差引残額は2,268万1,171円となりました。

それでは、20ページの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款介護保険料は1億8,016万5,000円で、令和6年度末の被保険者数は、65歳以上の第1号被保険者数が2,424人で、現年度分の収納率は99.93%となりました。

15款国庫支出金は、介護給付費国庫負担金や調整交付金等で2億162万4,000円となりました。

21ページの20款支払基金交付金の2億2,046万4,000円は、主に40歳から64歳までの第2号被保険者2,187人からの保険料を社会保険診療報酬支払基金を通じて収入したものでございます。

25款県支出金は、先ほどの国庫負担金と同様、介護給付費県負担金等で1億2,266万円となっております。

22ページ、30款繰入金1億2,949万1,000円は、介護給付費や事務費など一般会計から繰り入れたものです。

歳入については、主なものは以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

5款総務費では、主に人件費と介護認定審査会費など1,408万6,000円を支出しました。

25ページ、10款介護給付費は、歳出全体の9割以上を占める7億7,998万2,000円となりました。前年度より、給付費は0.8%増加しました。

28ページの多賀町の独自給付である市町村特別給付紙おむつ購入費支給事業は491万9,000円となりました。

29ページ、17款地域支援事業費は、ひきこもり等による状態悪化とならないよう、事業を実施しました。早期からの認知症予防のための予防教室を実施し、4,595万1,000円の支出となりました。

32ページ、20款基金積立金では382万8,000円を、介護保険給付費準備基金積立金に積み立てました。

33 ページ、25 款諸支出金 672 万 2,000 円は、過年度の返還金として支出したものでございます。

34 ページ、財産に関する調書では、介護保険給付費準備基金に 382 万 7,649 円を積み立て、令和 6 年度末現在高は 1 億 463 万 5,759 円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

川岸議員。

○6 番（川岸真喜君） 総額のところで読み間違いはなかったでしょうか。総務費の総額。

○会計管理者（岡田伊久人君） 今の先ほどの質問ですけれども、総務費で説明させていただいたつもりが、1,408 万 6,000 円を総務費として支出したという形で説明させていただいて、初め多分、詰まって 1 億円と言いかけたところを訂正させていただいたと思いますので、どうかよろしくお願ひします。言いかけたところで、すいません、訂正で 1,408 万 6,000 円総務費ということで、ご訂正の方よろしくお願ひいたします。

○6 番（川岸真喜君） 以上です。

○議長（菅森照雄君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第 55 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第 55 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第 21 「認定第 56 号 令和 6 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第 56 号 令和 6 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の 35 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は 1 億 4,115 万 2,000 円で、歳入決算額は 1 億 3,812 万 5,498 円、歳出決算額は 1 億 3,585 万 3,279 円となり、歳入歳出差引残額は、227 万 2,219 円となりました。

それでは、39 ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

まず、令和 6 年度における年間平均被保険者数は 1,415 人で、うち 65 歳以上 7

5歳未満で一定の障がいの状態にある方は3人となっております。

歳入の主なものは、5款後期高齢者医療保険料の1億447万1,000円で、現年度分収納率は99.85%となりました。

また、15款繰入金では、一般会計より事務費や基盤安定繰入金として3,132万6,000円を繰り入れました。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

5款総務費は、職員1名分の給与や徴収等の事務的経費として691万4,000円を支出しました。

10款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰り入れた財政基盤安定分を合わせまして1億2,855万6,000円を広域連合へ納付したものでございます。

なお、令和6年度の医療費の総額は11億5,314万円で、前年より1%の増、1人当たりの医療費は81万4,938円で、前年より1.5%の減となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第56号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第56号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第22 「認定第57号 令和6年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第57号 令和6年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の44ページをご覧ください。

令和6年度の歳入歳出予算総額は403万4,000円、歳入決算額は285万5,826円で、歳出決算額は285万4,416円で、歳入歳出差引残額は1,410円となりました。

それでは、48ページの事項別明細書をお願いいたします。

まず、令和6年度の給付対象者は、高校生11名、大学生11名の合計22名でございます。

歳入の5款財産収入では、株式による配当金等79万8,000円、繰入金で育英基金から205万6,000円を繰り入れ、事業に充当しております。

続きまして、49ページの歳出でございますが、総務費では、運営委員会の経費等8万2,000円と、奨学資金給付費277万2,000円の支出となりました。

50ページの財産に関する調書にありますとおり、育英基金の決算年度末現在高は3,315万1,000円、有価証券は2,390万7,450円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「認定第57号 令和6年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第57号 令和6年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第57号は認定することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第23 「認定第58号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」および日程第24 「認定第59号 令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」ならびに日程第25 「認定第60号 令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、一括して説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） まず最初に、「認定58号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の51ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は13万8,000円で、歳入決算額は7万1,822円、歳出決算額は6万1,550円となり、歳入歳出差引残額は1万272円となりました。

それでは、55ページをお願いいたします。

歳入は、基金利子61円、繰越金は1万1,760円、基金からの繰入金6万円でございます。

56ページの歳出では、議会費で委員報酬を5万5,000円、10款総務費では借地料7,000円を支出しました。

57ページ、財産に関する調書で、当財産区では、前年度と同様、四手と栗栖の山林2万1,467㎡を地上権設定し管理しております。

基金の令和6年度末現在高は、294万4,000円でございます。

次に、「認定第59号 令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

58ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は106万9,000円で、歳入決算額は54万6,990円、歳出決算額は22万3,372円となり、歳入歳出差引残額は32万3,618円となりました。

それでは、62ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、前年度繰越金33万7,000円でございます。

63ページの歳出では、議会費で委員報酬9万9,000円の支出、総務費で報償費9万1,000円や、山林の借地料2万1,000円を支出いたしました。

64ページにありますとおり、当財産区は萱原と佐目に山林53万1,811㎡を地上権設定し、管理しております。滋賀県森林組合への出資金は23万8,000円で、基金の令和6年度末現在高は1,138万円となっております。

続きまして、「認定第60号 令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

65ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は11万8,000円で、歳入決算額は17万9,712円、歳出決算額は5万4,000円となり、歳入歳出差引残額は12万5,712円となりました。

69ページをお願いいたします。

歳入につきましては、負担金5万5,000円と繰越金12万5,000円でございます。

70ページの歳出につきましては、総務費より5人の委員報酬4万4,000円を支出しております。

71ページにありますように、当財産区は208万2,643㎡の山林を所有し、管理をしております。滋賀県森林組合への出資金は6万3,000円となっております。

なお、いずれの財産区決算につきましても、それぞれの財産区管理会で同意をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（菅森照雄君） これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより「認定第58号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第58号 令和6年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第58号は認定することに決定しました。

次に、「認定第59号 令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第59号 令和6年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第59号は認定することに決定しました。

次に、「認定第60号 令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「認定第60号 令和6年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菅森照雄君） ご着席ください。起立全員であります。よって、認定第60号は認定することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第26 「認定第61号 令和6年度びわ湖東部中核工業団

地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

岡田会計管理者。

〔会計管理者 岡田伊久人君 登壇〕

○会計管理者（岡田伊久人君） 「認定第61号 令和6年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

決算書の72ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は924万6,000円で、歳入決算額は685万6,757円、歳出決算額は685万5,055円で、歳入歳出差引残額は1,702円となりました。

それでは、76ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5款財産収入は、基金利子2万5,000円、15款繰入金は683万1,000円を基金から繰り入れました。

前年度からの繰越金は1,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。

5款総務費の685万5,000円は、主にびわ湖東部中核工業団地内の道路の草刈りおよび支障木伐採の委託料でございます。

78ページの基金でございますが、年度中に683万1,000円を繰り入れ、令和6年度末現在高は3億1,800万2,804円となっております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第61号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第61号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第27 「認定第62号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和6年度決算の認定について」および日程第28 「認定第63号 令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の2案を、一括議題とします。

はじめに、代表監査委員寺西久和氏より、決算審査の結果の報告を求めます。

寺西監査委員。

〔監査委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員（寺西久和君） 令和6年度水道事業会計、下水道事業会計の決算を審査しま

した結果について報告いたします。

8月7日に、川岸監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました令和6年度の水道事業会計、下水道事業会計決算について監査を実施しました。

令和6年度の決算報告書、財務諸表、事業報告書および附属明細書について、関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているか、関係帳簿および関係書類との照合等、通常実施すべき審査を実施しました。

審査の結果、決算の計数等に誤りはなく、事業の経営成績および財政状況を適正に表示しているものと認められました。

なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

まず、水道事業会計ですが、経営状況については、損失収支において3,877万円の当年度純利益となっております。これは昨年度に比べ使用料収入が増加したが、一般会計補助金の減額、人件費の増加、電気代高騰等により総費用が増加したことが純利益の原因となっております。

給水人口が前年度に比べ83人、1.1%減少、給水戸数は前年度に比べ24戸、0.8%増加し、配水量は前年度に比べ、年間、1か月平均とも2.1%減少し、1日平均1.8%減少しております。

有収水量は前年度に比べ7,126^m、0.5%増加し、有収率は前年度に比べ2.25%増加し、87.78%となっております。

引き続き、老朽管の更新や速やかな漏水調査の実施、発見、修繕を行い、有収率の向上に努められることを望みます。

財政状態については、財務の短期流動性を示す流動比率は、類似団体全国平均より上回っておりますが、前年度より下回っております。これは、流動資産の現金、預金が減少したことが大きな要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は、前年度より上回り改善したが、類似団体全国平均を下回っており、今後もより一層の経営改善に取り組む必要があります。

固定資産対長期資本比率は、類似団体全国平均より下回りましたが、大規模な施設改良に向けた準備を始めたことから、昨年より上回っております。

施設の利用状況については、施設利用率は前年度を下回り、水道事業経営指標を上回っております。負荷率は、前年度水道事業経費指標を上回っています。最大稼働率は、前年度水道事業経営指標を上回っており、最大稼働率が低いことは過剰投資を示し、100%に近いと安定した給水に問題があることを示しています。

続いて、8月25日に、川岸監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

供給単価と給水原価については、給水原価が前年度より約17円高くなり、給水原価と供給単価の差が約18円となり、以前のように給水原価が高い状況にあります。

水道使用料の滞納額について、引き続き、より一層の収納率の向上、給水収益の増収に努めることを望むものであります。

今後も老朽化による施設整備や維持管理に多額の費用が必要となり、企業債の借入れ、元金償還も増加が予想され、水道事業の経営は依然として厳しい状況が続くものと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

さらに、多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業基本計画に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続に向けた取り組みを進めるとともに、安全、良質、安定した水の供給をお願いするものであります。

次に、下水道事業会計です。令和6年4月1日より、農業集落排水事業の公営企業会計方式への移行に伴い、下水道事業会計に統合し運営しております。

経営状況については、損失収支において1,958万円の当年度純利益となっております。

財務の短期流動性を示す流動比率は、前年度、類似団体全国平均を下回っております。これは、未払金の支払いにより現金、預金が減少したことが大きな要因であります。

債務の長期健全性を示す自己資本構成比率は、前年度を上回り、類似団体全国平均を下回っております。これは、農業集落排水事業を統合したことにより、資本金等が増加したことが要因であります。

固定資産対長期資本比率は、前年度、類似団体全国平均を上回っております。

業務実績については、処理区域内人口は前年度に比べ339人、5%増加し、普及率は前年度に比べ5.7%増加し、96.7%となっております。

処理区域内水洗化人口は、前年度に比べ252人、3.9%増加し、水洗化率は前年度に比べ1%減少し、94.7%となっております。

有収水量は前年度に比べ6万5,583^m₃、4.3%増加し、有収率は前年度に比べ0.4%減少し、81.9%となっております。

続いて、8月25日に川岸監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

下水道使用料の滞納額について、引き続きより一層の収納率の向上、使用料の増収に努められることを望むものであります。

今後も施設整備に要する企業債の借入れや企業償還等があり、依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

多賀町公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、引き続き効率的な施設整

備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続により一層取り組まれることを
お願いするものであります。

以上で決算の報告を終わります。

○議長（菅森照雄君） 続いて、「認定第62号 多賀町水道事業会計の利益の処分および
令和6年度決算の認定について」の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「認定第62号 多賀町水道事業会計の利益の処分および
令和6年度決算の認定について」、ご説明申し上げます。

令和6年度決算につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、多
賀町水道事業会計の利益の処分について、議会の議決をお願いするとともに、令和6年
度会計決算は同法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものです。

それでは、水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。

決算書80ページをお願いします。経理状況について、水道事業収益は3億7,18
0万8,000円で、前年度に対し2,600万6,000円の減となり、水道事業費用
は3億2,025万5,000円で、前年度に対し1,920万1,000円の増となりま
した。

81ページをお願いします。資本的収入は6,373万1,000円で、前年度に対し
1,009万2,000円の増となり、資本的支出は2億5,750万1,000円で、前
年度に対し3,419万6,000円の増となりました。なお、資本的支出に対する不足
額1億9,377万1,000円は、消費税資本的収支調整額・損益勘定留保資金および
建設改良積立金で補てんしました。

決算書82ページをお願いします。右の表の水道事業損益計算書では、下から4行目
の当年度純利益に記載のとおり、3,876万5,000円の黒字となりました。

次に、収益費用明細書により、主なものを説明させていただきます。

決算書87ページをお願いします。収益的収支につきましては、損益計算書と整合さ
せるため、税抜き額でのご説明とさせていただきますので、説明欄左の列の金額をご確
認願います。

収益的収入の水道事業収益の主なものとして、1項1目給水収益では、上水道使用料
は2億4,741万1,000円となり、前年度に対し150万4,000円の増となり
ました。

2項2目他会計補助金では、企業債の償還に充当するため、一般会計から5,061
万5,000円を繰り入れ、5目長期前受金戻入では、繰延収益を収益化した額3,61
4万3,000円を計上しました。

続きまして、88ページをお願いします。収益的支出では水道事業費用の主なもの
として、1項1目原水および浄水費では、浄水処理設備の保守点検や原水水質検査、取水

および送水ポンプの動力費など、各施設を安定して稼働させるため5,455万4,000円の支出となり、前年度に対し908万3,000円の増となりました。

90ページの5目減価償却費では、建物、建築物、機械および装置などの固定資産減価償却費用が1億6,438万1,000円となり、前年度に対し40万8,000円の増となりました。

91ページからの資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込額でご説明いたします。

主なものとしては、3項1目企業債では、配水管の布設替事業等に充当するため、5,000万円の借入れを行いました。

92ページの資本的支出では、1項1目水道改良費では、97ページから98ページに記載のとおり、舗装復旧工事や猿木地区、多賀地区の配水管布設替工事、敏満寺地区配水管移設工事、送水ポンプならびに取水ポンプ更新など、全10件の工事請負費、合わせて1億3,804万4,000円を支出し、前年度に対し3,183万7,000円の増となりました。

2項1目の企業債償還金では、施設設備等で借り入れたものを合わせ1億1,811万8,000円の元金償還を行い、決算書101ページに記載のとおり、新たに5,000万円を借り入れた結果、令和6年度末残高は24億6,905万8,798円となりました。

決算書104ページをお願いします。

未処分利益剰余金の処分につきまして、令和6年度の純利益を積み増しした結果、未処分利益剰余金は16億7,638万6,220円となり、このうち建設改良積立金へ5,000万円を処分し、繰越利益剰余金を16億2,638万6,220円とするもので、議会の議決によって処分をお願いします。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第62号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第62号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第28 「認定第63号 令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「認定第63号 令和6年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、ご説明申し上げます。

令和6年度下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものです。なお、令和6年4月1日より、農業集落排水事業は公営企業会計方式へ移行に伴い、下水道事業会計へ統合し運営しており、経営の健全化および効率化を図りながら、より適切な事業運営に努めております。

それでは、下水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。

決算書の106ページをお願いします。

収益的収入の下水道事業収益は5億1,881万2,000円で、前年度に対し9,831万6,000円の増となり、収益的支出の下水道事業費用は4億9,644万2,000円で、前年度に対し8,470万2,000円の増となりました。

107ページの資本的収入は1億3,311万1,000円で、前年度に対し750万2,000円の減となり、資本的支出は2億9,799万3,000円で、前年度に対して3,942万4,000円の増となりました。なお、資本的支出に対する不足額1億6,488万2,000円は、引継金、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんいたしました。

決算書108ページをお願いします。

右の表の下水道事業損益計算書では、下から4行目の当年度純利益に記載のとおり、1,958万2,000円の黒字となりました。

次に、収益費用明細により主なものを説明させていただきます。

決算書114ページをお願いします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合させるため、税抜額でのご説明とさせていただきますので、説明欄左の列の金額をご確認願います。

収益的収入の下水道事業収益では、1項1目下水道使用料では2億8,415万8,000円となり、前年度に対し1,190万3,000円の増となりました。

2項2目他会計補助金では、収益的支出に係る一般会計からの繰入金が7,180万円となり、前年度に対し4,580万円の増となっております。4目長期前受金戻入につきましては、繰延収益の収益化として1億1,911万3,000円を収益計上いたしました。

決算書115ページをお願いします。

収益的支出の下水道事業費用として、1項1目管渠費では、下水道管渠およびマンホールポンプに係る維持管理費用として2,367万5,000円を支出し、前年度に対し244万円の減となっております。2目処理場費では、農業集落排水処理施設に係る維持管理費用として1,432万円を支出いたしました。

117ページの4目流域下水道維持管理負担金では、汚水処理に係る負担金として、一般排水61.6円、特定排水69.1円を1㎡当たり単価として1億1,325万7,000円を支出し、前年度に対し326万3,000円の増となりました。5目減価償却費では、有形固定資産2億5,046万2,000円、無形固定資産2,197万8,000円を費用化しました。

決算書118ページをお願いします。資本的収支明細書により主なものを説明させていただきます。資本的収支につきましては、明細書の右から3列目の税込額でのご確認ください。

資本的収入では、第1項1目企業債につきまして、中川原地区雨水排水整備事業費等に係る企業債、流域下水道建設負担金に係る企業債、資本費平準化債の合計8,810万円を新たに借入れをしております。

2項1目他会計出資金につきましては、資本的支出に対する繰入金として2,719万7,000円を一般会計から繰入れをしました。

119ページの資本的支出では、第1項1目管渠整備事業につきましては、管渠設計委託料および雨水排水整備等に対する工事請負費1,447万4,000円を支出しました。2目処理場整備費事業につきまして、処理施設更新設計委託料および処理施設維持管理工事に対する工事請負費1,304万7,000円を支出し、3目流域下水道建設費負担金につきましては、前年度に対し796万1,000円の減の9,095万8,000円を支出いたしました。

第2項1目企業債償還金では2億4,843万7,000円の元金償還を行い、124ページに記載のとおり、期末残高21億4,627万3,300円となりました。

決算書129ページをお願いします。未処分利益剰余金の処分につきまして、令和6年度の純利益を積み増した結果、未処分利益剰余金は5,483万8,677円となり、多賀町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき、減債積立金へ100万円積み立て、繰越利益剰余金を5,383万8,677円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） 異議なしと認めます。

よって、認定第63号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（菅森照雄君） 日程第29 「請願第1号 生活保護費引下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書」を議題とします。

本請願について、紹介議員の山口久男議員より、請願趣旨の説明を求めます。

8番、山口久男議員。

〔紹介議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） 「請願第1号 生活保護費引下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書」の趣旨説明を行います。

請願者は、愛知犬上生活と健康を守る会であります。

憲法第25条では、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しております。国に対して全ての生活部面について、社会福祉・社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めることを求めています。

最高裁判所は今年の6月27日、厚生労働省が2013年からおこなってきた生活保護引下げについて、厚生労働大臣の判断には誤りがあり違法であるとした統一的な判断を示しました。その中で、最高裁判所第三小法廷では、生活保護の引下げ処分は違法である。憲法第25条の生存権具体化、生活保護法、また最低生活を具体化すること、生活基準の改定、部会に諮らず引下げをおこなった決定についての問題があると。判決としては、最低生活を保障した生活保護法第3条、そしてまた生活基準の決め方を定めた生活保護法第8条第2項、これが違法であると判断をしたものと理解しております。

そういう中で、生活保護利用者は、光熱費、食費など生活に関わる全ての物価高騰、命の危険を感じるほどの猛暑など、生きることが苦しいという状況です。利用者からは、食べ物を買うお金さえ足りないという悲痛な声が私にも聞こえております。最高裁判所の判決に従って、生活保護利用者全員に対し、下記の事項について速やかな独自措置の対応を行うとともに、国へ速やかな対応を求める意見書を出していただきたいという趣旨であります。

請願事項につきましては、1、猛暑を乗り越えるためにも、緊急に物価高騰に伴う10%以上の大幅な基準引上げを直ちに行うこと。

2、生活保護基準を2012年まで遡及し、減額によって侵害された原告・生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復すること。

3、物価偽装などの手段を使い、基準部会に諮らないなどの違法な手続によって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し苦痛を与えてきたことに対し真摯に謝罪すること。

4、違法な減額処分を行った経過と原因、責任の所在を検証し、再発防止策を明らかにすることです。

以上、請願の趣旨を申し上げましたけれども、国に対してこの件に関して意見書が提出できるよう、議員各位の賛同を求めて請願の趣旨説明といたします。よろしくお願

申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することといたします。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

なお、再開は9月3日午前9時30分とし、本日と同様、本会議において一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時50分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員